浜松市立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

図書館の雑誌カバー及び雑誌架を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、浜松市立図書館(以下「図書館」という。)の新たな図書館資料を確保し、 もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、提供された雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に雑誌スポンサー名を表示し、裏面及び雑誌架には広告を表示することができます。

なお、雑誌の調達は浜松市が行います。また、図書館へ納入された雑誌は浜松市の所有となります。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

(1) 雑誌スポンサーは、企業・商店・団体等で、個人は除きます。また、本市の「広告掲載基準」第4条に該当する業種又は事業者に係るものは対象としません。

なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

(2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、本市の 広告掲載要綱第4条及び広告掲載基準第5条各号に該当するものは対象としません。

4 対象とする雑誌

図書館が作成した「提供希望雑誌リスト」より選定していただきます。

リスト以外の雑誌の提供は、中央図書館長が図書館資料として適当と判断した場合に認められます。

5 広告の規格・表示方法及び配架図書館

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に、スポンサー名等の表示をします。表示の大きさは縦4cm、横13cm以内とし、貼付位置は、雑誌カバーは中央より下部に、雑誌架は、雑誌の配架位置の中央より下部とします。
- (2) 最新号カバーの裏面及び雑誌架に広告を掲示できます。広告は片面印刷のものとし、大きさは、雑誌架用はA5版横、雑誌カバー用はカバーに収まるサイズとします。また、雑誌架への貼付位置は、雑誌の配架位置の中央部とします。

なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。

- (3) 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、広告の内容を変更する場合には、あらかじめ中央 図書館長と協議の上、決定します。
- (4) 提供雑誌を配架する図書館は、浜松市立図書館から、雑誌スポンサー申込者に選択していただきます。
- (5) 雑誌の配架位置は各図書館長が決定します。

6 広告の期間

広告の期間は原則として1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とし、年度の途中からの場合は掲出を決定した月の翌月から翌年の3月31日までとします。ただし、掲出の決定が1月から3月になる見込みのときは、雑誌スポンサーとの協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとします。

また、期間満了の2月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届(第5号様式)の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とします。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の3月31日までとします。

7 申込の受付

申込は、随時受付します。

8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、広告の内容とともに市の広告掲載要綱に規定する「浜松市広告審査委員会」(以下「審査委員会」という。)で審査を実施します。

9 申込方法

雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)に必要事項を記入し、図書館に持参、電子メール、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

提供先図書館への同一の雑誌に複数の申込があった場合は、提供希望期間が長い申込者を優先し、提供希望期間が同じ場合は抽選とします。

10 契約

雑誌スポンサーの可否は、雑誌スポンサー承諾 (不承諾) 決定通知書 (第2号様式) により通知します。雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書 (第3号様式) により契約を締結します。

11 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、浜松市が指定する納入業者に直接 お支払いください。

- (1) 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。ただし、納入業者が了承した場合は、これ以外の方法での支払いも可とします。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊または廃刊した場合は、浜松市と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

12 広告内容の変更

雑誌スポンサーが雑誌に掲示した広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする 日の2月前までに、広告内容の変更届(第4号様式)を館長に提出し、審査委員会の承諾を受 けた後に掲示することになります。

13 雑誌提供の中止届

雑誌スポンサーが雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2月前まで に、雑誌の提供中止届(第5号様式)により館長に提出してください。

14 雑誌スポンサーの取消し

雑誌スポンサーから前項の雑誌の提供中止届が提出されたとき及び広告掲載基準第4条各号に該当することが明確になった場合は、雑誌スポンサーを取り消します。

附則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。